

# 欧州知財の実務と動向(8・完)

## 欧州共同体における部分意匠の保護

(著者) 欧州商標弁理士 サブリナ・フマガリ

(翻訳) 新樹グローバル・アイピー特許業務法人 弁理士 村井 康司

### 1. 共同体意匠

工業意匠に関する法律は、欧州連合において2段階で規定されています。

- ・加盟国は、工業意匠の保護について国内規則を他の加盟国と調和させなければならないと規定されています。
- ・単一領域における意匠保護は、2002年3月6日に改正された2001年12月12日の理事会規則No.6/2002により共同体域の権利として規定されています。

#### (1) 意匠の定義

「意匠」については、共同体意匠規則に規定されています。



- ◆「意匠」は、製品の全体又は一部の外観であって、その製品自体及び／又はそれに係る装飾の特徴、特に、線、輪郭、色彩、形状、織り方及び／又は素材の特徴から生じるものをいう。
- ◆「製品」とは、工業又は手工業による物品をいい、その中には、特に複合製品に組み立てることを目的とする部品、包装、外装、図形的表象、印刷書体を含むが、コンピュータプログラムは含まない。
- ◆「複合製品」とは、交換することができ、分解及び再組立を可能にする複数の構成部品によって攻勢されている製品をいう。

上述の非常に広い定義を考慮すると、共同体意匠規則に基づき、画面ディスプレイ、アイコン及びコンピュータプログラムの他の目に見える要素（ロカルノ分類14-04）は、ロゴ及びグラフィックシンボル（ロカルノ分類32）と同様に登録可能です。しかし音楽及び音声は、製品の外観を構成しないことから、意匠の定義を満たしません。ただし、作曲の図表表示が、「他の印刷物」（ロカルノ分類19-08）又は「グラフィックシンボル」（ロカルノ分類32）に該当する場合、意匠の要件を満たします。

(2) 主要な要件

共同体意匠の保護に関する2つの主要要件は、新規性と独自性です。

| 新規性  | 独自性   |
|--|---|
| 意匠は、同一の意匠が事前に公衆の利用に供されていないとき、新規である。2つの意匠が微細な部分でのみ異なるときは、両意匠は同一と判断されます。 | 事情に通じた使用者がその意匠を見るときに与えられる全体的な印象が既存の意匠群によって与えられるものと異なるときは、その意匠は独自性を有します。 |

(3) 保護範囲保護と存続期間

共同体意匠制度には、2種類の保護対象があります。

- 登録共同体意匠
- 未登録共同体意匠

なお、未登録共同体意匠の概念は、全加盟国の各国段階で求められているものではありません。と言うのも、欧州法は加盟国に各国段階で同等の保護形式の導入を要求していないからです。

上述の意匠は、欧州連合領域内において有効です。保護を特定の加盟国といった地理的領域に限定することはできません。なお、欧州連合に新たな加盟国が加わると、共同体の登録又は出願は追加手続き及び追加費用なしに新たな加盟国に拡張されます。

2つの意匠についてはその保護範囲と保護期間が異なっており、登録共同体意匠の保護期間の方が長くなっています。

| 登録共同体意匠  | 未登録共同体意匠  |
|--|---|
| 登録共同体意匠は、例えば、先行意匠の存在を知らないといった、善意による意匠権侵害であってもその類似意匠に対して保護されます。 | 未登録共同体意匠は、例えば、先行意匠の存在を知っているという悪意に基づく意匠のコピーの商業的使用を除外する権利を有しています。   |
| 登録共同体意匠は、出願日から5年間有効で、5年毎に更新することができ、最長25年の保護が与えられます。            | 未登録共同体意匠は、欧州連合域内で公知になった日から3年間の保護が与えられます。保護期間は、それ以上、延長されることはありません。 |